

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料及び介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料、及び介護保険の第1号保険料の減免について、令和2年度及び令和3年度に引き続き、令和4年度においても以下のとおり実施する。

1 国民健康保険料の減免について

(1) 減免の対象となる世帯

①	新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
②	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯
ア	事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
イ	令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること
ウ	減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

(2) 減免額

上記①の世帯：全額

上記②の世帯：対象保険料額【表1】× 減免割合【表2】

ただし、事業等の廃止や失業の場合には、【表1】で算出した対象保険料額

【表1】対象保険料額（ $A \times B / C$ ）

A	当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C	世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額

【表2】減免割合

生計維持者の令和3年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

(3) 減免に要した費用に対する財源

特別調整交付金より10分の4交付。残り10分の6については、県の交付金対象となる見込み。

2 介護保険料の減免について

(1) 減免の対象となる被保険者

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯に属する第1号被保険者	
②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する世帯に属する第1号被保険者	
ア	事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
イ	減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

(2) 減免額

上記①の被保険者：全額

上記②の被保険者：対象保険料額【表1】×減免割合【表2】

ただし、事業等の廃止や失業の場合には、【表1】で算出した対象保険料額

【表1】対象保険料額（ $A \times B / C$ ）

A：当該第1号被保険者の保険料額
B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額

【表2】減免割合

生計維持者の令和3年の合計所得金額	減免の割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

(3) 減免に要した費用に対する財源

特別調整交付金より10分の4交付。市負担分（10分の6）については、介護給付費準備基金により対応する。

3 減免の対象となる保険料 令和4年度分の保険料

4 施行期日 令和4年5月25日

5 申請期限 令和5年3月31日